

【2019 年 7 月 3 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 106－1 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△
今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2 回に分けてお送りします。

目次

【トピックス】

1. 女性の活躍推進に関する全国説明会、管理職向けセミナー、女性社員向けセミナーを開催します！（参加無料）
2. ハラスメント対策に取り組む中小企業を対象にコンサルティングや企業内研修を実施しています！（利用無料）
3. 「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」募集受付中！
～締切は 8 月 23 日～
4. 「テレワークセミナー」の参加者募集中！
～7 月 19 日に大阪、7 月 25 日に東京で開催します（参加無料）～
5. 「テレワークに関する体験型イベント」の参加者募集中！
～仙台（7/18）・広島（7/23）・東京（7/30、31）で開催します（参加無料）～
6. 自営型テレワーク活用セミナー in 東京
～「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の説明～
7. 「イクメン企業アワード 2019」「イクボスアワード 2019」応募受付中！
～締切は 7 月 31 日～
8. 従業員の育児休業取得・介護離職でお困りの事業主・人事労務担当者の方へ
～育児プランナー・介護プランナーが無料でお手伝いします！～
9. 12 月は「ハラスメント撲滅月間」！
職場のハラスメント撲滅のキャッチフレーズを募集します

【トピックス 1】女性の活躍推進に関する全国説明会、管理職向けセミナー、女性社員向けセミナーを開催します！（参加無料）

厚生労働省では、女性の活躍に関する説明会やセミナーを全国各地で開催し、女性の活躍を推進する取組を支援しています。

説明会では、従業員数 300 人以下の中小企業の事業主や人事労務担当者の方を対象に、女性活躍推進法の概要、企業の課題分析や行動計画策定、「えるぼし（※）」認定取得などのポイントについて分かりやすく説明します。

（※）「えるぼし」認定とは、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣から受けられるものです。認定を受けた企業は、「えるぼし」マークを商品や広告、求人票などに付すことができます。

管理職向けセミナーでは、自社の女性社員が活躍できるように管理職として配慮すべきことなどを、女性社員向けセミナーでは自身のキャリアプランをはじめとした将来を見据えた仕事への向き合い方などをお伝えするほか、異業種企業参加者との交流の場も設けています。【事前申込制・参加無料】

また、説明会やセミナーの開催のほか、女性活躍推進分野での企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、無料で御社の女性活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、メールや訪問・電話を通じて、個別にきめ細かくアドバイスします。

中小企業の事業主や人事労務担当者の皆さま、人材確保や業績向上のために、女性社員の活躍を後押ししてみませんか。

【説明会の開催日程】

- ・宮城 7月9日（火） TKP 仙台東口ビジネスセンター（仙台市宮城野区）
- ・東京 7月5日（金） 女性就業支援センター（港区芝）
- ・富山 7月4日（木） ボルファートとやま（富山市）
- ・石川 7月12日（金） 金沢商工会議所会館（金沢市）
- ・三重 7月11日（木） 三重県教育文化会館（津市）
- ・広島 7月10日（水） ワークピア広島（広島市）
- ・高知 7月23日（火） OKAMURA 帯屋町ビル コミュバ（高知市）
- ・大分 7月17日（水） アミュプラザおおいた（大分市）

※各会場とも 14:00～16:00 の開催

【管理職向けセミナーの開催日程】

- ・北海道 7月19日（金） アスティ 45 ACU（札幌市中央区）
- ・大阪 7月26日（金） 梅田ヒルトンプラザウエストオフィスタワー（大阪市北区）

※各会場とも 14:00～16:30 の開催

【女性社員向けセミナーの開催日程】

・東京 7月24日（水） コングレスクエア日本橋（中央区日本橋）

※14:00～16:30 の開催

【お申込みや「女性活躍推進アドバイザー」など詳細はこちら】

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会（委託先）

女性活躍推進センター 東京事務局

電話 03(3456)4412 ※受付時間 平日 9:00～17:30

E-mail suishin@jaaww.or.jp

【トピックス2】 ハラスメント対策に取り組む中小企業を対象にコンサルティング
や企業内研修を実施しています！（利用無料）

厚生労働省では、職場のハラスメント対策に取り組む企業やハラスメント対策をこれから始めたいと考えている企業の人事労務担当者の方を対象にした支援事業を実施しています。【利用無料】

この事業では、セクハラ・マタハラ・パワハラなどハラスメント対策の専門家を企業に派遣して、ハラスメント対策に関する具体的な手法や個別事案への対応のアドバイス、企業内研修などを行います。

実施対象企業は150社ですので、ご興味をお持ちの方はお早めにお申し込みください。

【支援内容】

専門家が3回程度訪問し、ヒアリング、対策の導入や改善の提案（※）、取組サポート、フォローアップなどの支援を数回に分けて行います。

（※）提案は、社員構成、企業ごとのハラスメント対策の状況、個別事案の発生状況などを踏まえて行います。

【申込方法など詳細はこちら】

ハラスメント対策支援事業事務局

株式会社東京リーガルマインド（委託先）

<http://partner.lec-jp.com/ti/harassment/>

【トピックス3】「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」
募集受付中！ ～締切は8月23日～

厚生労働省では、平成27年度から、「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰制度（輝くテレワーク賞）」を毎年実施し、テレワークを活用して、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果をあげた企業や団体、個人の方を表彰しています。この表彰を通じて先進的な取組事例を幅広く社会に周知することにより、テレワークという働き方を普及させるとともに、テレワークの導入が進んでいない企業の導入を推進していきます。

応募締切は8月23日（金）です。皆さまからの応募をお待ちしています。

【表彰の対象と種類】

（1）厚生労働大臣賞「優秀賞」

テレワークの活用によって、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っている企業のうち、特にその取組が優秀と認められる企業・団体を表彰

（2）厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの導入に当たって、さまざまな工夫を凝らすなど、他の企業・団体の模範となる取組を行う企業・団体を表彰

（3）厚生労働大臣賞「個人賞」

①他の模範となる「テレワークを積極的に活用した働き方」によって、ワーク・ライフ・バランスを実現している労働者を表彰

②雇用型のテレワークの普及や推進に貢献した個人を表彰

【表彰スケジュール】

8月23日（金） 応募締切

9月～10月 審査

10月末頃 審査結果発表

11月25日（月） 表彰式

【応募方法に関する詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞

<https://kagayakutelework.jp/award/>

※テレワーク国民運動プロジェクト「テレワーク・デイズ 2019」（7月22日～9月6日）への参加に関する項目を、応募フォーム内「基本的な事項」の中に設けています。このプロジェクトに参加登録をして、ご参加いただいた場合、加対象となります。

「テレワーク・デイズ 2019」への参加登録は、下記特設サイトで受け付けています。

<「テレワーク・デイズ 2019」特設サイト>

<https://teleworkdays.jp/>

【トピックス 4】「テレワークセミナー」の参加者募集中！

～7月19日に大阪、7月25日に東京で開催します（参加無料）～

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークの活用によって、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。しかし、テレワークには、労務管理やセキュリティの確保が難しいといった課題もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上の留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーを、7月19日に大阪、7月25日に東京で開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナー終了後には、個別ブースを設けて、労務管理面や情報通信技術面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。

テレワークの導入を検討している、または導入後に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などご担当の方は、ぜひご参加ください。

■セミナー内容

- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・テレワーク導入企業の体験談紹介
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- ・情報通信技術面における留意点

■開催予定

<大阪会場>

日時：7月19日（金）13:00～15:45 （開場 12:30）

会場：エル・おおさか（大阪府立労働センター） 本館6階大会議室
（大阪市中央区北浜東3-14）

定員：200人

<東京会場>

日時：7月25日（木）13:00～15:45 （開場 12:30）

会場：東京テレワーク推進センターセミナールーム
（東京都文京区後楽二丁目3番28号 K.I.S 飯田橋ビル6階）

定員：60人

【申込方法など詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞（テレワークセミナーのご案内）

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

【トピックス5】「テレワークに関する体験型イベント」の参加者募集中！

～仙台（7/18）・広島（7/23）・東京（7/30、31）で開催します（参加無料）～

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークの活用によって、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。

しかし、テレワークには労務管理やセキュリティの確保が課題となる場合があります。このため、厚生労働省では、テレワークの利用に興味のある方を対象に、労務管理上の留意点および事例紹介、1人1台の情報端末を使用したテレワーク体験など、情報通信機器を利用したテレワークに関する「体験型イベント」を仙台

(7/18)・広島(7/23)・東京(7/30-31)で開催します(定員：各30名)。【事前申込制・参加無料】

■仙台

日時：7月18日(木)

午前の部 10:00～12:30 (開場 9:30)

午後の部 14:30～17:00 (開場 14:00)

会場：ウェスティンホテル仙台

(〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1)

■広島

日時：7月23日(火)

午前の部 10:00～12:30 (開場 9:30)

午後の部 14:30～17:00 (開場 14:00)

会場：ホテルグランヴィア広島

(〒732-0822 広島市南区松原町1-5)

■東京

日時：7月30日(火) / 7月31日(水)

午前の部 10:00～12:30 (開場 9:30)

午後の部 14:15～16:45 (開場 13:45)

会場：東京テレワーク推進センター セミナールーム

(〒112-0004 東京都文京区後楽二丁目3番28号 K.I.S 飯田橋ビル6階)

【イベント内容】

- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点と事例紹介
- ・情報通信機器利用によるテレワーク体験
- ・テレワーカーとの意見交換

【体験型イベントの申込方法など詳細はこちら】

<http://teleworkevent.jp/>

【トピックス6】 自営型テレワーク活用セミナー in 東京※

～「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の説明～

「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自

営型テレワークを活用する注文者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。

※会社に雇用されないで、請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方やそのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などに向けた説明会です。

開催日：2019年7月11日（木）14:00～16:00（開場 13:30）

【詳細、申込はこちら】

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/20190711.html>

【トピックス7】「イクメン企業アワード2019」「イクボスアワード2019」

応募受付中！ ～締切は7月31日～

厚生労働省では、男性の育児と仕事の両立を推進する「イクメンプロジェクト」の一環として、「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を、今年度も実施します。

「イクメン企業アワード」は、男性の育児と仕事の両立を積極的に推進する企業・団体を表彰するものです。「両立支援部門」では、男性従業員の育児と仕事の両立を推進し、業務改善を図る企業・団体を表彰します。また、「理解促進部門」では、男性が家事や育児に積極的・日常的に参画することを促すための対外的な活動を行う企業・団体を表彰します。

「イクボスアワード」では、部下の育児と仕事の両立を支援する管理職＝「イクボス」（男女不問）を、企業・団体からの推薦によって募集し、表彰します。

受賞企業や受賞された方の取組は、ロールモデルとして厚生労働省のホームページや広報誌などで紹介します。この活動を広く普及させていくことで、厚生労働省は、企業における育児と仕事の両立支援を推進し、男性労働者の育児休業の取得促進などに役立てていきます。

応募締切は7月31日（水）です。積極的なご応募をお待ちしています。全国の中

小企業の皆さまからのご応募も歓迎します。

【詳細はこちら】

イクメンプロジェクト公式サイト

■応募要件、応募方法、応募書類など

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

■これまでの「イクメン企業アワード」「イクボスアワード」受賞企業・受賞者の取組は

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/case/>

【トピックス8】従業員の育児休業取得・介護離職でお困りの事業主・人事労務担当者の方へ

～育児プランナー・介護プランナーが無料でお手伝いします！～

厚生労働省では、育休復帰支援プランの導入と介護支援プランの導入を推進し、中小企業の皆さまを支援しています。育児休業を取得予定の従業員をしっかりとフォローしたい、従業員の介護離職を防ぎたいと考えている事業主・人事労務担当者の方などを対象に、社会保険労務士等の資格を有する育児プランナー・介護プランナーが訪問し、円滑な育児休業・介護休業等の取得から職場復帰、職場復帰後の働き方の支援方法や休業中の職場環境の整備方法について無料でアドバイスします。また、プランを作成し、一定の要件を満たした場合、「両立支援等助成金」も受給できます。

【プランナー支援の詳細・お申し込みについてはこちら】

<http://ikuji-kaigo.com/>

■支援の流れを動画でご覧になれます。

育児プランナーによる支援はこちら

⇒ <http://ikuji-kaigo.com/lp/ikuji>

介護プランナーによる支援はこちら

⇒ <http://ikuji-kaigo.com/lp/kaigo>

また、仕事と育児・介護の「両立支援セミナー」を全国各地で実施し、プランナ

一支援を経験した事業主の声とともに、「仕事と育児」、「仕事と介護」の両立に向けた取組方法について紹介します。セミナー後には希望者を対象に個別相談会も開催しますので、ぜひご活用ください！【事前申込制・参加無料】

【7月・8月の両立支援セミナー開催情報・お申し込みについてはこちら】

http://ikuji-kaigo.com/host_2019.html

【事業主の方への両立支援等助成金についてはこちら】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【トピックス9】12月は「ハラスメント撲滅月間」！

職場のハラスメント撲滅のキャッチフレーズを募集します

今年12月に実施される「ハラスメント撲滅月間」。職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことのできる環境づくりについて考えるこの月間に合わせ、ハラスメントを撲滅していくためのきっかけとなるキャッチフレーズを募集します。

キャッチフレーズは、「セクハラ」「マタハラ」「パワハラ」の三部門について募集。全応募作を対象に審査を行い優秀な作品を選出し、ネット上での投票も行います。三部門それぞれに、最も優秀な作品に「大賞」、ネット投票で一番得票数の多かった作品に「ネット賞」を授与。受賞者には、12月に東京都内で行われる予定の「ハラスメント撲滅のためのシンポジウム」会場での表彰を予定しています。

皆さん、奮ってご応募ください！

【職場のハラスメント撲滅についての詳細・応募はこちら】

<https://no-pawahara.mhlw.go.jp/catchphrase/>

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」

へリンク) <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====